

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		日常生活支援住居施設の認定
根拠条例・規則等名		日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令
条 項		第 1 条
所 管 部 課		福祉局生活福祉部生活福祉課（電話：048-829-1844）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和 2 年厚生労働省令第 4 4 号） 第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十条第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 都道府県、市町村又は法人が経営しているものであること。 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の二第一項に規定する社会福祉住居施設（同法第二条第三項第八号に規定する事業を行う施設に限る。）であって、当該施設を経営する者が同法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。 三 第三章及び第四章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準に従って将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。 四 当該施設を経営する者が、第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第七十二条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから五年を経過していない者でないこと。
	設定等年月日	令和 2 年 3 月 2 7 日 設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 事案の審査に難易差があり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	令和 年 月 日 設定
備 考		